

現行の 児童家庭福祉体系の 見直しについて

平成8年3月

厚生省児童家庭局

一、検討の趣旨及び背景

現行の児童福祉法は昭和二十二年に制定され、来年、制定五〇年目の節目の年を迎えることになるが、以下のような状況にかんがみ、現行の児童福祉法を中心とした児童家庭福祉体系のうち、

・ 養護施設、教護院などの要保護児童施策体系
・ 保育所など児童保育施策体系

・ 母子寮、児童扶養手当、母子福祉貸付金などの母子家庭施策の体系

について、二十一世紀を見据え、昨今の児童や家庭を取り巻く社会経済環境に対応した見直しを行うこととする。

1 要保護児童施策をめぐる状況

・ 従来の要保護児童に加え、いじめ、不登校、虐待、自立できない子どもなどの問題が増加している。また、家庭や地域の子育て機能が低下し、親子のきずなが薄れた状況の中で、家庭への支援、地域への支援が必要とされている。

・ 現行の要保護児童の施策体系は、基本的には制度創設以来大きな変更が加えられていないため、昨今の経済社会の状況に対応した見

直しが求められている。

2 児童保育施策をめぐる状況

・ 女性の社会進出や就労形態の多様化が進行する中で、認可保育所をはじめ、認可外の保育施設や子育てサークルなど、保育の多様化が進んでいる。

・ 国民の生活水準の向上や社会状況の変化等に伴い、保育の質の向上や小学校低学年の放課後児童施策の充実を求める声が強い。

3 母子家庭施策をめぐる状況

・ 母子家庭は、昭和四〇年代までは死別によるものが多数であったが、現在では、離婚等生別によるものが多数となっているなど母子家庭をめぐる状況は大きく変化してきている。

・ 最近の民法改正の検討のなかで、民法改正による離婚への影響、父親の責任などについて国民的議論が活発になっている。

二、検討課題

1 要保護児童施策について

・ 要保護児童施策の対象範囲をどう考えるか。
・ 対象児童にふさわしい要保護児童施策体系は、どうあるべきか。

・ 要保護児童施策体系において家庭及び地域

とのかわり、学校教育との関係についてどう考えるか。

など

2 児童保育施策について

・ 子育てについての家庭の役割と社会的支援の関係をどのように考えるべきか。

・ 多様なニーズに対応できる子育てシステムはいかにあるべきか。

・ 保育内容及び保育水準をどのように考えるべきか。

など

3 母子家庭施策について

・ 母子家庭施策をどのような視点から考えていくべきか。

・ 母子家庭の自立支援システムはどうあるべきか。

・ 児童扶養手当制度についてどのように考えていくのか。

三、検討の場

中央児童福祉審議会に特別部会（基本問題部会）を設けて検討する。

基本問題部会のメンバーは別紙のとおり。

中央児童福祉審議会基本問題部会メンバー

(50音順・敬称略)

青木孝志	(埼玉県中央児童相談所長)
網野武博	(東京経済大学教授)
石井哲夫	(白梅学園短期大学学長)
江草安彦	(川崎医療福祉大学学長)
小谷直道	(読売新聞論説委員)
小宮山洋子	(NHK解説委員)
清家篤	(慶応大学教授)
高島順子	(日本労働組合総連合会女性局長)
坂東真理子	(埼玉県副知事)
樋口恵子	(東京家政大学教授)
深谷和子	(東京学芸大学教授)
福島一雄	(全国養護施設協議会副会長)
堀田力	(弁護士・さわやか福祉財団理事長)
茂木賢三郎	(キッコーマン(株)常務取締役)
山口規容子	(母子愛育会愛育病院院長)
山崎美貴子	(明治学院大学教授)
山崎泰彦	(上智大学教授)
山谷えり子	(サンケイリビング新聞社編集長)
山出保	(金沢市長)
吉原健二	(厚生年金基金連合会理事長)
渡辺俊介	(日本経済新聞論説委員)